伊勢原市空き家バンク実施要綱

伊勢原市空き家バンク実施要綱（令和６年伊勢原市告示第１３０号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この要綱は、伊勢原市における空家等の活用を通じて、良好な住環境の確保と地域の活性化を図るため、空き家バンクの実施について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空家等　空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）第２条第１項に規定する空家等をいう。

(2) 所有者等　空家等に関し所有権その他の権利の行使により当該空家等の売却、賃貸等を行うことができる者をいう。

(3) 利活用希望者等　空家等の買取り、賃貸借等を希望する者をいう。

(4) 空き家バンク　所有者等から受け付けた情報を必要に応じて、利活用希望者等に提供する仕組みをいう。

(5) 不動産取引　空家等について、売買及び賃貸借等を行うことをいう。

(6) 不動産関係団体等　不動産の売買又は賃貸借の取引の媒介又は代理を業とする者により組織される団体をいう。

（適用上の注意）

第３条　この要綱は、空き家バンクによる空家等の取引以外の不動産取引を妨げるものではない。

（空き家バンクの登録）

第４条　所有者等は、空家等を空き家バンクに登録しようとするときは、本人確認書類を提示した上で、伊勢原市空き家バンク所有者用登録申込書（第１号様式）及び伊勢原市空き家バンク物件カード（第２号様式）に空家等の所有権を証することができる書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　空き家バンクに登録される空家等の利活用希望者等は、本人確認書類を提示した上で、伊勢原市空き家バンク利活用希望者用登録申込書（第３号様式）を市長に提出しなければならない。

３　市長は、前２項の規定による空き家バンクに係る登録申込みがあった場合において、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは、登録の日の属する年度の翌々年度の３月３１日を登録期間の満了日として、空き家バンクに登録するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を行わないものとする。

(1) 登録内容に虚偽があったとき。

(2) 登録しようとする空家等について、民事執行手続の開始決定等があったとき。

(3) その他市長が適当でないと認めるとき。

４　市長は、前項の規定による登録をしたときは、伊勢原市空き家バンク登録完了通知書（第４号様式）により通知するものとする。

（空き家バンクの継続・中止・変更の届出）

第５条　空き家バンクに登録された者は、次の各号のいずれかに該当するときは、伊勢原市空き家バンク登録（継続・中止・変更）届出書（第５号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、第１号の規定に該当するときは、登録期間の満了日の１か月前までに提出しなければならない。

⑴ 空き家バンクの登録を継続したいとき。

⑵ 空き家バンクの登録を中止したいとき。

⑶ 空き家バンクの登録内容を変更したいとき。

（空き家バンクの登録の取消し）

第６条　市長は、空き家バンクに登録された者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの登録を取り消すとともに、伊勢原市空き家バンク登録取消通知書（第６号様式）により通知するものとする。

⑴ 伊勢原市空き家バンク登録（継続・中止・変更）届出書（第５号様式）により登録中止の届出があったとき。

⑵ 登録期間の満了日を経過したとき。

⑶ その他市長が適当でないと認めるとき。

（不動産関係団体等との連携等）

第７条　市長は、空き家バンクの円滑な運営を目的として、不動産団体と連携を図るものとする。

（所有者等と利活用希望者等の交渉等）

第８条　市長は、所有者等と利活用希望者等における交渉、売買及び賃貸借等の契約に直接関与しないものとする。

２　所有者等は、利活用希望者等との交渉等の結果について、速やかに市長に報告するものとする。

（個人情報の取扱い）

第９条　空き家バンクに登録された者と不動産関係団体等は、伊勢原市空き家バンクの利用により取得した個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）及び伊勢原市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年伊勢原市条例第２２号）の趣旨にのっとり、次に掲げる事項を順守しなければならない。

⑴ 個人情報を不当な目的のために利用しないこと。

⑵ 個人情報を流出させ、毀損し、又は滅失しないよう適正に管理すること。

⑶ 個人情報の流出、毀損又は滅失の事案が発生したときは、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

（免責）

第１０条　空き家バンクに関して生じた全ての紛争（空き家バンクを利用した交渉又は契約等に係るものを含む。）は、空き家バンクに登録された者と不動産関係団体等が解決するものとする。

２　空家情報の登録、登録の取消しその他の空き家バンクの利用により損害（第三者への損害を含む。）が発生した場合であっても、その損害について、市は一切責めを負わないものとする。

（適用除外）

第１１条　伊勢原市暴力団排除条例（平成２３年伊勢原市条例第１２号）に定める暴力団員及びその者を含む世帯に属するものは、いかなる場合にもこの要綱の適用を受けることができないものとする。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則（令和８年８月３１日告示第１４５号）

（施行期日）

１　この告示は、令和８年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の日前にこの告示による改正前の伊勢原市空き家バンク実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示による改正後の伊勢原市空き家バンク実施要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

第１号様式（第４条関係）

伊勢原市空き家バンク所有者用登録申込書

年　　月　　日

伊勢原市長　殿

住　　所

氏　　名

伊勢原市空き家バンク実施要綱に定める制度の趣旨等を理解の上、同要綱第４条第１項の規定により伊勢原市空き家バンクへの登録を申し込みます。

併せて、次の項目について同意します。

□　契約交渉に関わる全てについて、不動産関係団体等へ仲介等を依頼し、情報提供すること。 □　登録内容は、別紙伊勢原市空き家バンク物件カード（第２号様式）に記載のとおりで、必要に応じて伊勢原市ホームページ等へ掲載すること。

※上記□にチェックをしてください。

注１　伊勢原市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年伊勢原市条例第２２号）の規定の趣旨に基づき、申込みに係る個人情報は、「空き家等の利活用希望者」「不動産関係団体」等への提供のほか、本事業の目的以外に利用しません。 ２　伊勢原市暴力団排除条例（平成２３年伊勢原市条例第１２号）の規定に基づき、暴力団員及びその者を含む世帯に属するものは、いかなる場合にもこの要綱の適用を受けることはできません。

第２号様式（第４条関係）

伊勢原市空き家バンク物件カード

申請日	年　月　日
区分	□建物　□土地　□店舗
登録番号	

物件所在地	伊勢原市			用途地区	
希望価格	□賃貸　円／月位	□敷金　ケ月		□礼金　ケ月	
	□売却　円位				
所有者又は管理者	〒	住所			
	氏名		TEL		
	携帯		FAX		
	Ｅメール	@			
その他連絡先	〒	住所			
	連絡先名		TEL		

物件の概要	面積			構造	建築年	年　月　日
	建物	1階	㎡	□木造 □軽量鉄骨造 □鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ □その他	補修要否	補修費用負担　管理
			坪		□補修は必要 □多少補修必要 □大幅補修必要 □現在補修中	□所有者負担 □入居者負担 □その他　□放置 □別荘 □その他
		2階	㎡			
			坪			
	土地		㎡	坪		
	店舗		㎡	坪	改修の可否	□可　□否
	間取り	1階	□居間（　）畳　□台所　□風呂　□トイレ　□その他（　）畳 □洋室（　）畳　（　）畳　□和室（　）畳　（　）畳　（　）畳			
		2階	□洋室（　）畳　（　）畳　□和室（　）畳　（　）畳　（　）畳 □その他			

設備状況	電気	□引き込み済　□休止　□その他	特記事項	
	ガス	□プロパンガス　□休止　□その他	抵当権　□無□有 相続　□済□未 民事執行手続　□無□有 リノベーション□可□否	
	水道	□上水道　□休止　□その他（　）		
	風呂	□ガス　□灯油　□　電気　□その他（　）		
	下水道	□下水道　□浄化槽　□その他		
	トイレ	□水洗　□汲取　／　□和　□洋		
	車庫	□無□有	物置	□無□有
	庭	□無□有	その他	□無□有
立地	学区		スーパー、ＣＶＳ	徒歩・車　分
	最寄駅	駅(徒歩・バス　分)	最寄バス停	徒歩　分

受付日	年　月　日	現地確認日	年　月　日
登録日	年　月　日	有効期日	年　月　日
登録抹消日	年　月　日	□契約成立　□登録抹消　□その他（　）	

※抵当権、相続登記及びその他説明事項等がある場合は、特記事項へ記載してください。
なお、記載漏れ等により瑕疵担保責任等が生じた場合、市は一切責任を負いかねます。

第３号様式（第４条関係）

伊勢原市空き家バンク利活用希望者用登録申込書

年　　月　　日

伊勢原市長　殿

申請者

伊勢原市空き家バンク実施要綱に定める制度の趣旨等を理解の上、同要綱第４条第２項の規定により、空き家バンクに登録された空家等の利活用希望者用登録について次のとおり申し込みます。

住　　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日　＿＿＿＿＿＿＿年　　月　　日

電話番号　＿＿＿＿－　　－＿＿＿＿　＿＿＿＿－　　－＿＿＿＿

ファックス番号　＿＿＿＿－　　－＿＿＿＿

Ｅメール　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿@＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

利活用条件：立地、間取り、家賃等の詳細条件

（分　　類）□建物　　□土地　　□店舗

（希望価格）□賃貸借（　　円／月　程度）

□売　買（　　円　程度）

（その他）

併せて、次の項目について同意します。

□　契約交渉に関わる全てについて、不動産関係団体等へ仲介等を依頼し、情報提供すること。

□　活用条件を、必要に応じて伊勢原市ホームページ等へ掲載すること。

※上記□にチェックをしてください。

注１　伊勢原市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年伊勢原市条例第２２号）の規定の趣旨に基づき、申込みに係る個人情報は、「空き家等の利活用希望者」「不動産関係団体」等への提供のほか、本事業の目的以外に利用しません。

２　伊勢原市暴力団排除条例（平成２３年伊勢原市条例第１２号）の規定に基づき、暴力団員及びその者を含む世帯に属するものは、いかなる場合にもこの要綱の適用を受けることはできません。

第４号様式（第４条関係）

伊勢原市空き家バンク登録完了通知書

第　　号
年　　月　　日

様

伊勢原市長　　㊞

空き家バンクへの登録が完了しましたので、伊勢原市空き家バンク実施要綱第４条第４項の規定により通知します。

登録番号　：

登 録 日　：　　年　　月　　日

有効期限　：　登録日の属する年度の翌々年度の３月３１日

※変更等生じた場合、速やかに手続を行ってください。

第５号様式（第５条関係）

伊勢原市空き家バンク（継続・中止・変更）届出書

年　　月　　日

伊勢原市長　殿

住　　所

氏　　名

　伊勢原市空き家バンク実施要綱第５条の規定により、伊勢原市空き家バンクについて（継続・中止・変更）を届け出ます。

登録番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※中止の場合は、中止理由を記載してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※変更の場合は、変更内容を記載してください。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

第６号様式（第６条関係）

伊勢原市空き家バンク登録取消通知書

第　　号
年　　月　　日

様

伊勢原市長　　㊞

伊勢原市空き家バンク実施要綱第６条の規定により、空き家バンクの登録を取り消したので通知いたします。

登録番号　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

取消理由　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿